

まだ持っていないの!?

マイナンバーカード

松前町民の保有率は20%

マイナンバーカードは、来年3月から順次健康保険証としても利用できるようになりま

国は令和4年度末には全国民がカードを持つように取組を進めています。

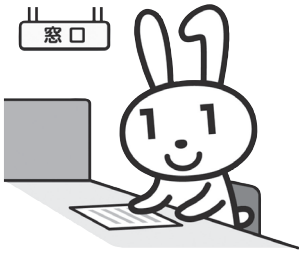
松前町では、10月末時点で約20%の方がマイナンバーカードを持っています。



まだマイナンバーカードを持っていない方へ

交付申請書を再送付します

マイナンバーカードを作るための交付申請書は、平成27年に皆さまへお届けしていますが、まだマイナンバーカードを持っていない方には、12月から来年3月までの間に、「QRコード付き交付申請書」を順次再送付します。
交付申請書が届いた方は、お早めにマイナンバーカードの交付申請手続きを行ってください。



交付申請は役場ですか

ご自分で

役場での申請

交付申請は、役場と各支所で行うことができます。届いた交付申請書を持って

お越しください。

ご自分で申請

4つの申請方法があります。

- ① スマートフォン
 - ② パソコン
 - ③ 証明用写真機（有料）
 - ④ 郵送
- 詳しい申請方法は、交付申請書に同封されるパンフレットをご覧ください。

マイナンバーカードの出張申請を行います

事業所などで従業員の皆さまの交付申請をまとめて行いたい場合（概ね5名以上）は、役場職員が出向いて申請を受け付けます。

希望される場合は、役場政策財政課（☎42-2275）へご連絡ください。

マイナンバーカードは

役場で受け取る

① ハガキが届く

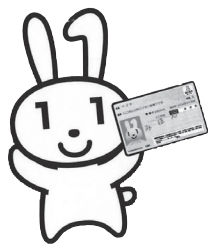
交付申請してから、約1カ月後に、交付通知書（ハガキ）がご自宅に届きます。

② 役場に行く

交付通知書の内容を確認のうえ、必要な書類を持って、役場（本庁のみ）にご本人がお越しください。

③ カードを受け取る

役場で本人確認したあと、暗証番号を設定してマイナンバーカードを受け取りま



※役場または各支所で交付申請する時に、本人確認などを行うことで、郵便でカードを受け取ることもできます。



マイナンバーカードを受け取ったら、マイナポイントを申し込みましょう。

お好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが最大5千円分もらえます。

マイナポイントの手続きも役場で



役場、大島支所、小島支所で申し込みできます。

「用意するもの」

- ・マイナンバーカード
- ・キャッシュレス決済サービスのID（カードやスマホなど）

対応のスマホがあれば、ご自分でも申し込みできます。

マイナポイントアプリを

ダウンロードして、画面に従いスマホを操作♪



問 町民生活課

☎42-2633